平成２３年（フ）第２４１号
佐賀県佐賀市開成１丁目６番107―42号
破産者　中野たつ子
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
青森県三沢市花園町５丁目31―311　ニューなかたＡ号、開始決定時の住所青森県三沢市大町２丁目４番７号
破産者　石橋　一成
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第９６号
青森県三戸郡五戸町大字倉石石沢字木戸場24番地10
破産者　千葉　哲平
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第９７号
青森県三戸郡五戸町大字倉石石沢字木戸場24番地10
破産者　千葉　圭子
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１０８号
長野県諏訪市大字豊田6387番地１
破産者　名取　俊雄
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１４号
長野県茅野市仲町７番８号
破産者　中村　金子
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２６２号
和歌山県橋本市高野口町応其100、住民票上の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字宮本477番地
破産者　玉置　喜久
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７４号
和歌山県有田市港町657番地
破産者　アズ美容室こと　中尾　武司
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８号
山口市阿知須4822番地１　ユピキタス二の宮306号
破産者　野村　春夫
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
長崎県島原市古丁2260　高木アパート１号、開始決定時の住所長崎県島原市城見町4874番地３
破産者　野中理恵子
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
熊本県山鹿市熊入町160番地
破産者　髙木　恵未
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０１号
鹿児島県南九州市川辺町上山田3291番地１
破産者　床波カズ子
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第３４号
鹿児島県南九州市川辺町田部田4329番地１
破産者　薗田　剛裕
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１２５９号
埼玉県川口市大字安行吉岡1732番地の10
破産者　土田　忠正
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１１号
埼玉県加須市土手２丁目４番５号　石原ハイツ101号
破産者　石倉　洋一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４９号
さいたま市中央区新中里３丁目17番９号
破産者　髙﨑　正光
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
長崎県諫早市小長井町井崎１番地
破産者　野中　康弘
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
沖縄県宜野湾市字愛知280番地２愛知団地Ａ４―102号、開始決定時の住所沖縄県宜野湾市野嵩１丁目45番６号
破産者　新垣　盛春
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部